

広島県後期高齢者医療広域連合告示第 10 号

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 7 年 4 月 14 日

広島県後期高齢者医療広域連合長 平谷 祐宏

1 業務内容

- (1) 業務名
広島県後期高齢者医療広域連合健康診査受診勧奨通知作成等業務
- (2) 業務の仕様等
広島県後期高齢者医療広域連合健康審査受診勧奨通知作成等業務仕様書（別紙等含む。以下「仕様書」という。）による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
仕様書による。
- (5) 事業予算額
35,633 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年度広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間に県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）において、「61 その他」の「61Z その他」の資格を認定されているものであること
- (3) 本件の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外等の措置を受けていない、かつ、広島県の低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっていないこと。
- (4) 国際標準化機構及び国際電気標準会議が合同で制定した情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である ISO/IEC27001 の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定を受けていること。
- (5) 本件の公告日から過去 3 年間に於いて、行政機関等（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 11 項に定義する行政機関等をいう。以下同様とする。）からの業務委託により取り扱うこととなった保有個人情報について、行政機関等の特定した利用目的（法第 61 条第 1 項の利用目的をいう。）以外の目的のために利用したことはなく、かつ、個人情報保護委員会又は主務大臣から行政機関等の保有個人情報の取扱いに係る命令（法第 148 条第 2 項の命令をいう。）を受けたことがないこと、又は、行政機関等及びその他の保険者から個人情報の取扱いに起因して競争入札参加資格停止の措置を受けたことがないこと。
- (6) 本件の公告日から過去 3 年間に於いて、個人情報保護委員会又は主務大臣から行政機関等の保有個人情報の取扱いに係る指導、勧告を受けている場合、当該指導等及びこれに対する対応措置の内容を開示していること。
- (7) 本件の公告日から過去 3 年間に、他都道府県後期高齢者医療広域連合又は広島県内の市町から同種の業務を受託した実績を有し、かつ、誠実に履行していること。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8626

広島県広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館 5 階

広島県後期高齢者医療広域連合業務課保健事業係

電 話：082-502-3050

F A X：082-502-7844

イ 交付期間

本件公告日から令和 7 年 4 月 22 日（火）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、もしくは電子メールにより交付する。

なお、電子メールによる交付を希望する場合は、電子メール本文に次の事項を記載し、次のメールアドレスへ送信するとともに、その旨を上記アの連絡先へ電話で連絡すること。

(ア) 請求者氏名（法人の場合は法人名および担当者名）

(イ) 住所（法人の場合は所在地）

(ウ) 電話番号

請求先メールアドレス：hokenjigyoku@kouiki-hiroshima.jp

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、「広島県後期高齢者医療広域連合健康診査受診勧奨通知作成等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和 7 年 4 月 22 日（火）午後 4 時必着

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、特定記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く、午前 9 時から午後 4 時までに提出することとし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

エ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 7 年 4 月 24 日（木）までに郵送及び電子メールで通知する。

(3) 公募型プロポーザル企画提案書の提出期間及び提出方法等

実施要領に明記されている企画提案書提出届及び必要な添付書類（以下「提案書等」という。）を提出すること。

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期間

令和 7 年 5 月 2 日（金）午前 9 時から同年 5 月 21 日（水）午後 4 時必着

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、特定記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前9時から午後4時までに提出することとし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 契約候補者の決定

(1) 選定方法

企画提案書等の内容、企画提案書等に係るプレゼンテーションの実施内容を基に、あらかじめ定めた評価基準に従い、広島県後期高齢者医療広域連合健康診査受診勧奨通知作成等業務に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、評価点が最も高い者を契約候補者とし、次点の者を次点者として選定する。

(2) 企画提案書等に係るプレゼンテーションの実施

令和7年5月27日（火）

(3) 選定結果の通知

令和7年5月30日（金）までに、企画提案書等提出者全員に文書で通知する。

5 その他

(1) 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者に求められる義務

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、広域連合から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証金

免除

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) その他

ア 事故又は不正な行為等本件公募型プロポーザルの実施に重大な支障があると選定委員会が認めるときは、当該公募型プロポーザルを中止又は実施スケジュールを変更することがある。

イ 公募型プロポーザルの実施に係る詳細については、「実施要領」等による。

6 問合せ先

〒730-8626

広島県広島市中区東白島町19番49号 国保会館5階

広島県後期高齢者医療広域連合業務課保健事業係

電話：082-502-3050

FAX：082-502-7844

電子メール：hokenjigyou@kouiki-hiroshima.jp